

○雲仙市建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理要綱

平成29年1月11日

雲仙市告示第1号

最終改正 令和元年11月28日雲仙市告示第53号

(目的)

第1条 この告示は、雲仙市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の入札の透明性と公正性を図るため、次の各号に掲げる価格の決定に係る事務処理手続におけるランダム化等に関し必要な事項を定めるものである。

(1) 雲仙市契約規則（平成17年雲仙市規則第49号。以下「規則」という。）第7条に規定する予定価格及び第9条に規定する最低制限価格

(2) 雲仙市履行確実性評価方式試行要領（令和元年雲仙市告示第54号。以下「要領」という。）に規定する履行確実性評価価格

(対象工事)

第2条 この告示は、雲仙市が発注する建設工事で競争入札に付するもの（以下「対象工事」という。）に適用する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 設計金額 対象工事において設計書、仕様書等によって算定された当該対象工事に要する費用の総額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。

(2) 予定価格 規則第7条の予定価格をいう。

(3) 予定基本価格 予定価格の算出の基礎となるもので、事前ランダム化により算定される額をいう。

(4) 最低制限価格 規則第9条の最低制限価格をいう。

(5) 最低制限基本価格 最低制限価格の算出の基礎となるもので、事前ランダム化により算定される額をいう。

(6) 最低制限設計価格 設計金額に、次に掲げる工事の区分に応じ、当該ア又はイに定める率を乗じて得られる額をいう。

ア 土木工事、建築工事（搬送設備を除く。）、電気設備工事、電気通信工事、機械設備工事、管工事、舗装工事、防水工事、水道施設工事等 100分の90

イ 建築工事（搬送設備に限る。）及び解体工事 100分の80

(7) 最低制限価格工事 最低制限価格を設ける工事等をいう。

(8) 履行確実性評価方式 要領第2条に規定する履行確実性評価方式をいう。

(9) 履行確実性評価価格 要領第2条に規定する履行確実性評価価格（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）をいう。

(10) 履行確実性評価基本価格 履行確実性評価価格の算出の基礎となるものをいう。

(11) 履行確実性評価設計価格 設計金額に、次に掲げる工事の区分に応じ、当該ア又はイに定める率を乗じて得られる額をいう。

ア 土木工事、建築工事（搬送設備を除く。）、電気設備工事、電気通信工事、機械設備工事、管工事、舗装工事、防水工事、水道施設工事等 100分の90

イ 建築工事（搬送設備に限る。）及び解体工事 100分の80

(12) 履行確実性確保価格 要領第2条に規定する履行確実性確保価格をいう。

(13) 履行確実性評価工事 履行確実性評価方式による工事等をいう。

(14) 基本価格等 次に掲げるものをいう。

ア 最低制限価格工事における予定基本価格及び最低制限基本価格

イ 履行確実性評価工事における予定基本価格及び履行確実性評価基本価格

(15) 予定価格等 次に掲げるものをいう。

ア 最低制限価格工事における予定価格及び最低制限価格

イ 履行確実性評価工事における予定価格、履行確実性評価価格及び履行確実性確保価格

(16) 事前ランダム化 次条に規定する方法により、基本価格等を算定することをいう。

(17) 公開ランダム化 第5条に規定する方法により予定価格等を算定することをいう。

(18) ランダム化 事前ランダム化及び公開ランダム化をいう。

(事前ランダム化の方法)

第4条 基本価格等を決定する者（以下「基本価格等決定者」という。）は、市長又は雲仙市事務決裁規程（平成17年雲仙市訓令第2号）第4条及び別表第2の規定により予定価格の決定権者となる者とする。

2 基本価格等決定者は、入札日時までに、設計金額に、0.999以上1.000以下の範囲内の数値の中からパーソナルコンピュータその他の電子機器等（以下「パソコン等」という。）を用いて無作為に選択した数値（以下「事前ランダム係数（甲）」という。）を乗じて得られる額を予定基本価格として決定するものとする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 基本価格等決定者は、入札日時までに、最低制限価格工事における最低制限設計価格又は履行確実性評価工事における履行確実性評価設計価格に、1.000以上1.001以下の範囲内の数値の中からパソコン等を用いて無作為に選択した数値（以下「事前ランダム係数（乙）」という。）を乗じて得られる額をそれぞれ最低制限基本価格又は履行確実性評価基本価格として決定するものとする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

4 基本価格等決定者は、前2項に規定する方法で基本価格等を決定したときは、当該基本価格等を記載した最低制限価格工事における予定基本価格調書（様式第1号）又は履行確実性評価工事における履行確実性評価基本価格調書（様式第2号）を作成し、予定基本価格調書封筒（様式第3号）を使用して封書にしておくものとする。

5 個別の入札案件における設計金額、最低制限価格工事における最低制限設計価格、履行確実性評価工事における履行確実性評価設計価格及び基本価格等並びに事前ランダム係数（甲）及び事前ランダム係数（乙）は、公表しないものとする。

(公開ランダム化及び公表の方法)

- 第5条 入札執行者は、入札会場等において、予定基本価格に、0.999以上1.000以下の範囲内の数値の中からパソコン等を用いて無作為に選択した数値（以下「公開ランダム係数(a)」という。）を乗じて得られる額を予定価格として決定するものとする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 入札執行者は、入札会場等において、最低制限価格工事における最低制限基本価格又は履行確実性評価工事における履行確実性評価基本価格に、1.000以上1.010以下の範囲内の数値の中からパソコン等を用いて無作為に選択した数値（以下「公開ランダム係数(b)」という。）を乗じて得られる額をそれぞれ最低制限価格又は履行確実性評価価格として決定するものとする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 入札執行者は、前2項に規定する方法で予定価格等を決定したときは、当該予定価格等を、雲仙市建設工事執行規則（平成19年雲仙市規則第20号）第4条の規定の例により保管するものとする。
- 4 個別の入札案件における予定価格等並びに公開ランダム係数(a)及び公開ランダム係数(b)は、口頭又は入札結果表等により公表するものとする。ただし、入札が不調となった場合は、公表しないものとする。
- 5 第1項又は第2項の場合において、公開ランダム係数(a)又は公開ランダム係数(b)となる数値を選択するためのパソコン等の操作（数値の指定のためにする操作で、入札執行者が指示する操作に限る。以下「公開ランダム係数の設定」という。）を希望する入札参加者があるときは、入札執行者は、当該希望者に公開ランダム係数の設定を行わせることができる。

(パソコン等の障害時の対応)

- 第6条 公開ランダム化が行われる前に、パソコン等の故障等により予定価格等の算出が困難となった場合は、入札を保留し、パソコン等の交換その他の必要な対策を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、停電その他のやむを得ない理由により公開ランダム化が困難であり、かつ、その回復の見込みがないと認められる場合は、価格調書に記入している基本価格等を予定価格等とするものとする。

(ランダム化の告知)

- 第7条 市長は、あらかじめ、予定価格等の決定がこの告示に基づき行われることを次に掲げる入札の区分に応じ、当該各号に定めるところにより告知した上で、入札書の提出を求めるものとする。
- (1) 一般競争入札 入札の公告に記載する。
- (2) 指名競争入札 入札執行通知書（雲仙市建設工事執行規則第6条の入札執行通知書をいう。）に記載する。

(入札回数)

- 第8条 ランダム化を行った入札における入札回数は、1回限りとする。この場合において、当該入札が不調となったときであっても、随意契約による契約は、締結しないもの

とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。